

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和2年1月17日

奈良県知事 荒井 正吾

## 第1 競争入札に付する調達の内容

### 1 入札物件

医薬品等電子申請オンラインシステム機器等の借入れ

### 2 業務内容

- ・機器等の仕様（別紙）に記載する機器等の賃貸借
- ・機器等の搬入、設置、機器等と他機器間とのオンライン接続及びデータ移行等
- ・機器等の保守

入札は、運搬・納入費等必要となる諸経費一切を含めた総額で行います。

### 3 契約期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日（60か月）

### 4 納入場所

奈良県福祉医療部医療政策局薬務課内（奈良県庁本庁舎 3階）

### 5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しないこと。
- 2 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県公告第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「O1 賃貸業務」に登録している者であること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の最終日から入札までの期間において、奈

良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

- 4 公告日から過去5年間において、国又は地方公共団体から、機器の借り入れにかかる長期契約業務を受託し、誠実に履行した実績がある者であること。

### 第3 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、契約を担当する担当部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県福祉医療部医療政策局薬務課振興係（奈良県庁本庁舎 3階）

TEL：0742-27-8673（ダイヤルイン）

FAX：0742-27-3029

- 2 入札説明書の交付方法等

#### （1）交付方法

ア 1に示す場所における交付

イ 奈良県福祉医療部医療政策局薬務課のホームページからダウンロード

URL：<http://www.pref.nara.jp/54297.htm>

#### （2）交付期間

令和2年1月17日から令和2年2月9日まで（（1）のアに示す方法による場合は、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）に限ります。）

- 3 入開札の日時及び場所

令和2年2月10日 午後2時

奈良県庁本庁舎6階 入札室

- 4 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「医薬品等電子申請オンラインシステム機器等の借入れに係る入札書」と朱書きして、令和2年2月7日までに1に示す場所に到着するようにしてください。

- 5 入札説明会

実施しません。

#### 第4 その他

##### 1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

##### 2 入札保証金

免除します。

##### 3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは免除します。

##### 4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、令和2年1月30日の午後4時までに第2の4を証明する書類を第3の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(2) (1)の書類を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

##### 5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

##### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

##### 7 契約書作成の要否

要します。

## 8 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す入札参加資格申請の手続が必要です。）

## 9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は、資材及び原料品の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) ～ (5) のいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) ～ (5) のいずれかに該当するものをその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入

を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、9の（１）、（３）、（４）及び（５）中「落札者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

## 11 その他

詳細は、入札説明書によります。